

令和 6 年 9 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

9 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第21号	令和5年度八戸市一般会計継続費精算報告書	5
報告第22号	令和5年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書	7
報告第23号	令和5年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9
報告第24号	令和5年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比 率の報告について	11
報告第25号	専決処分の報告について	13
	(八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一 部変更契約の締結をすることの専決処分)	
報告第26号	専決処分の報告について	15
	(負傷事故に係る損害賠償の額を定めることの専決 処分)	
報告第27号	専決処分の報告について	17
	(第三者の著作物を許諾を得ることなく使用してき たことに係る損害賠償の額を定めることの専決処 分)	
報告第28号	専決処分の報告について	19
	(建物破損事故に係る損害賠償の額を定めることの 専決処分)	
報告第29号	専決処分の報告について	21
	(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	
報告第30号	専決処分の報告について	23
	(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	
報告第31号	専決処分の報告について	25
	(自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分)	

報告第32号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	27
報告第33号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	29
報告第34号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	31
報告第35号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	33
報告第36号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分）	35

令和 5 年度八戸市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年 割 出 額 と 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他			国・県 支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小 学 校 費	下長小学校防音機能 復 旧 事 業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			4	56,400,000	19,833,000	31,900,000		4,667,000	31,160,000	19,815,000	10,200,000		1,145,000	25,240,000	18,000	21,700,000		3,522,000
			5	131,937,000	89,251,000	36,100,000		6,586,000	156,883,900	83,308,000	53,500,000		20,075,900	△ 24,946,900	5,943,000	△ 17,400,000		△ 13,489,900
	計	188,337,000	109,084,000	68,000,000		11,253,000	188,043,900	103,123,000	63,700,000		21,220,900	293,100	5,961,000	4,300,000		△ 9,967,900		

令和 6 年 9 月 3 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和 5 年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
1 資本的 支 出	1 建設改良費	東部終末処理場沈砂クリーン化設備事業	3	円 511,600,000	円 255,800,000	円 255,800,000	円	円	円	円	円	円	円	円 511,600,000	円 255,800,000	円 255,800,000	円	円
			4	668,400,000	334,200,000	334,200,000			573,100,000	286,550,000	286,550,000			95,300,000	47,650,000	47,650,000		
			5						603,942,780	301,971,390	301,971,390			△ 603,942,780	△ 301,971,390	△ 301,971,390		
			計	1,180,000,000	590,000,000	590,000,000			1,177,042,780	588,521,390	588,521,390			2,957,220	1,478,610	1,478,610		

令和 6 年 9 月 3 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

報告第23号

令和5年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和
5年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を次のよう
に報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

1 健全化判断比率

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 実質赤字比率 | － % (実質赤字なし) |
| (2) 連結実質赤字比率 | － % (連結実質赤字なし) |
| (3) 実質公債費比率 | 9.2% |
| (4) 将来負担比率 | 91.1% |

2 資金不足比率

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 地方卸売市場八戸市魚市場特別会計 | － % (資金不足なし) |
| (2) 八戸市中央卸売市場特別会計 | － % (資金不足なし) |
| (3) 八戸市産業団地造成事業特別会計 | － % (資金不足なし) |

報告第24号

令和5年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和5年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率を次のように報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- | | | |
|---|--------------|-------------|
| 1 | 八戸市自動車運送事業会計 | － %（資金不足なし） |
| 2 | 八戸市立市民病院事業会計 | － %（資金不足なし） |
| 3 | 八戸市下水道事業会計 | － %（資金不足なし） |

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸北インター第2工業団地調整池工事について、設計変更により期間を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第17号

八戸北インター第2工業団地調整池工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸北インター第2工業団地調整池工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月16日

八戸市長 熊 谷 雄 一

期間「契約締結の翌日から令和6年10月31日まで」を「契約締結の翌日から令和7年3月31日まで」に変更する。

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年3月15日に福祉公民館において発生した負傷事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第14号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

福祉公民館の床に設置された露出型コンセントによる負傷事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年6月27日

八戸市長 熊谷 雄 一

- 1 金額 62,960円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

第三者の著作物を公民館の広報紙等において許諾を得ることなく使用してきたことによる
損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第23号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

第三者の著作物を許諾を得ることなく使用してきたことに係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月31日

八戸市長 熊谷 雄 一

- 1 金額 110,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年6月19日に八戸市根城九丁目において発生した建物破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第19号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

草刈り作業中に生じた飛散物による建物の窓ガラスの破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月26日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 330,550円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年5月14日に市立轟木小学校駐車場において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第22号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

草刈り作業により飛散した木片による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月29日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 93,404円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第30号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和5年10月20日に市立白銀中学校において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第25号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

樹木の剪定枝の落下による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月9日

八戸市長 熊谷 雄 一

- 1 金額 235,120円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊谷 雄 一

理 由

令和6年5月17日に蕪島物産販売施設駐車場において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第21号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

蕪島物産販売施設敷地内の看板が強風のため転倒したことによる自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月29日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 11,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年2月29日に八戸市類家一丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第15号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月8日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 10,250円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第33号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年3月2日に八戸市湊高台七丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第16号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月8日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 10,890円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第34号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年3月4日に八戸市大字是川字三十刈頭の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第18号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

折損し、市道に垂れ下がった樹木の枝による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月17日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 26,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年3月21日に八戸市南郷大字市野沢字中市野沢の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第20号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月26日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 6,501円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和6年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和6年3月16日に八戸市一番町二丁目の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第24号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月9日

八戸市長 熊谷雄一

- 1 金額 134,400円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。